

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 溜 し ょう ち ゆ う	単 式 蒸 溜 し ょう ち ゆ う	み り ん	ビ ー ル	臭 美 酒	甘 味 臭 美 酒	ウ イ ス キー	ブ ラ ン デー	発 泡 酒	リ キ ュ ー ル	ス ピ リ ツ ツ 等	そ の 他 の 醸 造 酒 等	合 計	酒 母	も ろ み
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 282	外 59	外 1,890	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 45	外 517	外 30	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377	353
2	外 55	外 77	外 44	外 514	外 31	外 5	外 143	外 168	外 65	外 111	外 12	外 275	外 270	外 68	外 1,913	373	353
3	外 60	外 78	外 43	外 515	外 33	外 5	外 150	外 169	外 64	外 108	外 12	外 278	外 267	外 64	外 1,919	374	359
4	外 55	外 78	外 47	外 517	外 33	外 7	外 154	外 168	外 64	外 109	外 13	外 279	外 270	外 75	外 1,932	376	362
5	外 61	外 76	外 73	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	362
6	外 64	外 78	外 75	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	384	359
7	外 64	外 77	外 76	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	389	354
8	外 63	外 79	外 82	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	388	354
9	外 68	外 79	外 80	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	394	356
10	外 78	外 80	外 79	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	393	356
11	外 82	外 79	外 82	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	394	356
12	外 86	外 78	外 87	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	390	354
13	外 92	外 79	外 87	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261	349	352
14	外 98	外 76	外 82	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	352	348
15	外 102	外 75	外 80	外 487	外 70	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	337	345
16	外 114	外 76	外 81	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822	336	357
17	外 118	外 73	外 79	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857	331	374
18	外 129	外 66	外 85	外 497	外 73	外 77	外 184	外 171	外 65	外 109	外 2,209	外 2,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058	280	388
19	外 138	外 65	外 81	外 503	外 74	外 80	外 190	外 184	外 65	外 112	外 2,138	外 2,230	外 2,779	外 4,451	外 13,290	264	399
20	外 137	外 64	外 79	外 508	外 72	外 83	外 184	外 184	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837	254	405
21	外 145	外 71	外 82	外 506	外 78	外 90	外 182	外 182	外 68	外 120	外 1,989	外 2,080	外 2,559	外 4,069	外 12,373	251	400
22	外 150	外 73	外 79	外 507	外 78	外 89	外 179	外 179	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,443	外 3,864	外 11,887	252	407
23	外 154	外 71	外 77	外 499	外 81	外 90	外 179	外 179	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,260	外 3,533	外 11,082	275	400
24	外 151	外 73	外 79	外 500	外 82	外 93	外 178	外 178	外 65	外 122	外 1,586	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	255	404
25	外 154	外 71	外 75	外 497	外 79	外 92	外 176	外 176	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	244	415
	1,652	2	38	363	32	167	277	277	11	9	60	187	38	252	3,089	243	415

(注) 1 本表は、平定として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によつた。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によつた。
 3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、既行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
 5 一の製造場場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本書きとし、その他は外書きとして掲げた。
 6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

付表 1 地ビール製造場(者)数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173

(注)1 製造場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから60klに引き下げられた。

付表 2 果実酒製造場(者)数の推移(特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25
製造場数	0	1	4	4	4	4
製造者数	0	1	4	4	4	4
認定計画数	8	12	16	19	21	22

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得し場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造場が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表3 濁酒製造場(者)数の推移(特定酒類(その他醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表4 果実酒製造場(者)数の推移(特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25
製造場数	0	0	6	7	8	7
製造者数	0	0	6	7	8	7
認定計画数	13	16	20	26	30	34

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表5 リキュール製造場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25
製造場数	0	8	14	17	18	25
製造者数	0	8	14	17	18	25
認定計画数	11	19	24	32	38	40

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	区分		卸		売		業		業		小		売		業	計	備	考	
	全	酒	全	酒	外	他	外	他	全	酒	外	他	外	他					
昭和 46. 3. 31 現在	-	-	1,965	-	外 1,316	2,387	外 1,316	2,387	4,352	-	外 1,198	122,291	外 147	20,756	外 1,345	143,047	147,399	13.3	酒類販売業免許制度発足
51. 3. 31	-	-	13,738	-	-	2,731	-	16,469	-	-	129,976	-	外 14,321	20,856	外 14,321	150,832	167,301		
56. 3. 31	-	-	12,761	-	-	2,610	-	15,371	-	-	135,457	-	外 13,364	21,294	外 13,364	156,751	172,122		
61. 3. 31	-	-	11,980	-	-	2,676	-	14,656	-	-	138,056	-	外 12,617	21,832	外 12,617	159,888	174,544	63.12	「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定
平成 2. 3. 31	-	-	11,540	-	-	3,487	-	15,027	-	-	139,396	-	外 12,594	22,127	外 12,594	161,523	176,550	元. 6	人口基準、抽選制の導入
3. 3. 31	-	-	11,389	-	-	7,121	-	18,510	-	-	136,384	-	外 16,044	22,059	外 16,044	158,443	176,953		
4. 3. 31	-	-	11,006	-	-	7,302	-	18,308	-	-	136,545	-	外 15,822	22,091	外 15,822	158,636	176,944		
5. 3. 31	-	-	10,896	-	-	7,325	-	18,221	-	-	137,138	-	外 15,786	22,162	外 15,786	159,300	177,521		
6. 3. 31	-	-	10,682	-	-	7,332	-	18,014	-	-	137,777	-	外 15,542	22,335	外 15,542	160,112	178,126		
7. 3. 31	-	-	10,487	-	-	7,331	-	17,818	-	-	138,568	-	外 15,286	22,770	外 15,286	161,338	179,156		
8. 3. 31	-	-	10,200	-	-	7,274	-	17,474	-	-	139,403	-	外 14,913	23,003	外 14,913	162,406	179,880		
9. 3. 31	-	-	9,980	-	-	7,137	-	17,117	-	-	140,180	-	外 14,652	26,703	外 14,652	166,883	184,000	10. 3	「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止)の閣議決定
10. 3. 31	-	-	9,757	-	-	7,090	-	16,847	-	-	140,836	-	外 14,346	31,012	外 14,346	171,848	188,695		
11. 3. 31	-	-	9,546	-	-	7,081	-	16,627	-	-	143,718	-	外 14,061	31,377	外 14,061	175,095	191,722		
12. 3. 31	-	-	9,436	-	-	7,053	-	16,489	-	-	145,841	-	外 13,923	31,641	外 13,923	177,482	193,971		
13. 3. 31	-	-	9,365	-	-	6,885	-	16,250	-	-	145,053	-	外 13,630	31,820	外 13,630	176,873	193,123	13. 1	酒類小売業免許の距離基準の廃止
14. 3. 31	-	-	9,210	-	-	6,773	-	15,983	-	-	151,343	-	外 13,395	30,679	外 13,395	182,022	198,005		
15. 3. 31	-	-	9,070	-	-	6,686	-	15,756	-	-	154,759	-	外 13,451	29,840	外 13,451	184,599	200,355	15. 5	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布
16. 3. 31	-	-	8,630	-	-	6,469	-	15,099	-	-	165,915	-	外 13,180	27,311	外 13,180	193,226	208,325	15. 9	酒類小売業免許の人口基準の廃止
17. 3. 31	-	-	8,011	-	-	6,406	-	14,417	-	-	171,674	-	外 12,597	25,737	外 12,597	197,411	211,828	17. 8	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の一部を改正する法律」公布
18. 3. 31	-	-	7,608	-	-	6,384	-	13,992	-	-	170,975	-	外 12,199	25,485	外 12,199	196,460	210,452	18. 8	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定廃止
19. 3. 31	-	-	7,303	-	-	6,330	-	13,633	-	-	178,124	-	外 11,871	23,148	外 11,871	201,272	214,905		
20. 3. 31	-	-	7,111	-	-	6,262	-	13,373	-	-	179,624	-	外 11,683	22,250	外 11,683	201,874	215,247		
21. 3. 31	-	-	6,855	-	-	6,090	-	12,945	-	-	178,016	-	外 11,346	21,350	外 11,346	199,366	212,311		
22. 3. 31	-	-	6,589	-	-	5,909	-	12,498	-	-	176,773	-	外 10,966	7,299	外 10,966	184,072	196,570		
23. 3. 31	-	-	6,212	-	-	5,850	-	12,062	-	-	175,132	-	外 10,488	6,557	外 10,488	181,689	193,751	23. 4	「規制・制度改革に係る方針」(酒類卸売業免許の要件緩和)の閣議決定
24. 3. 31	-	-	5,899	-	-	5,786	-	11,685	-	-	174,544	-	外 10,251	6,237	外 10,251	180,781	192,466	24. 9	酒類卸売業免許の要件緩和等の適用を開始
25. 3. 31	-	-	5,701	-	-	5,814	-	11,515	-	-	174,737	-	外 10,112	5,950	外 10,112	180,687	192,202		
26. 3. 31	-	-	5,571	-	-	5,919	-	11,490	-	-	175,356	-	外 10,092	5,750	外 10,092	181,106	192,596		

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によつた。
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。